

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 天草市長

## 公表日

令和7年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>天草市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で本市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備</li><li>②前年所得の申告を受け付け</li><li>③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック</li><li>④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算</li><li>⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知</li><li>⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. Acrocity個人住民税</li><li>2. 申告支援システム</li><li>3. eLTAX</li><li>4. MICJET番号連携サーバ</li><li>5. 中間サーバー</li><li>6. 個人住民税申告ポータル</li><li>7. マイナポータル申請管理</li><li>8. 申請管理システム</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表24の項</li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</li></ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、8、13、15、20、28、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、76、80、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158の項</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本県天草市 市民生活部 課税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課	〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp
-----	--------	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民生活部課税課	〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp
-----	----------	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人為的ミスを防止するため、事務処理手順をマニュアル化し担当者間で共有する。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。これらの対策を講じていことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」といえる。

## 9. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [ ] 十分に行っている ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、情報連携に関する一般知識の習得を目的とした研修会を行っているため。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 課税支援システム 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバー	1. Acrocity個人住民税 2. 申告支援システム 3. eLTAX 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条および別表第1の16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項および別表第1の16の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第1号、第7号(別表第二)、第8号</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項)</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2の27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第20条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 85の2, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、47条、49条、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p>	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 永田 直	課税課長 原田 一郎	事後	
平成29年7月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民生活部課税課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	市民生活部課税課 〒863-0013 熊本県天草市今釜新町371 5番地 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年8月31日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2の27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第20条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、85の2、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、47条、49条、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2の27の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第20条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2</p>	事後	
平成30年8月31日	I-5 ②所属長の役職名	課税課長 原田 一郎	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年8月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	I.8.連絡先	市民生活部課税課 〒863-8631 熊本県天草市今釜新町371 5番地 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	市民生活部課税課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-32-6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	事後	
令和1年6月27日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月7日	I-8 連絡先	863-0013 熊本県天草市今釜新町3715番地	863-8631熊本県天草市東浜町8番1号	事後	
令和2年7月7日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月7日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月20日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月20日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年11月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(略) 【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (略)	(略) 【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (略)	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年11月9日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年3月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項および別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><b>【情報照会の根拠】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第2の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第20条</p> <p><b>【情報提供の根拠】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令)第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p>	<p><b>【情報照会の根拠】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p> <p><b>【情報提供の根拠】</b></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、8、13、15、20、28、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、76、80、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158の項</p>	事後	
令和6年11月29日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事前	様式の変更によるもの
令和7年8月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity個人住民税 2. 申告支援システム 3. eLTAX 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー	1. Acrocity個人住民税 2. 申告支援システム 3. eLTAX 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. 個人住民税申告ポータル 7. マイナポータル申請管理 8. 申請管理システム	事前	令和8年1月より運用開始